

『さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）』の活動について

町では、飼い主のいない猫を原因とする生活環境の悪化を軽減・改善するため、公益財団法人動物基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」の趣旨に賛同し、飼い主のいない猫を地域で適切に管理する活動（地域猫活動）を進める住民やボランティアの皆さまと協力して、猫のTNR活動の普及啓発事業に参加しています。

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア 団体等と連携して TNR 事業を行います。「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこ TNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのように V 字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

[『上里町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領』（PDF）](#)

[『さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用について』（PDF）](#)

公益財団法人どうぶつ基金について

公益財団法人どうぶつ基金は、動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、思いやりのある地域社会の推進に寄与することを目的とした各種事業を行う団体です。

・[『公益財団法人どうぶつ基金』について（外部リンク）](#)

チケットの申し込みについて

申請先

役場2階 暮らし安全課生活環境係窓口

※チケットの枚数に限りがありますので、申請前に暮らし安全課生活環境係に事前にご連絡ください。

チケット交付対象者

町内で地域猫活動を実施する個人やボランティア団体のうち、期限までにチケットの利用報告ができる方

チケット交付の対象となる猫

町内に生息する飼い主のいない猫

ただし、飼い主のいない猫であっても、以下の猫はチケット交付の対象外となります。

- 1.里親に出す予定の飼い主のいない猫
- 2.飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- 3.その他チケット利用が適当と認められない飼い主のいない猫

申請方法

『上里町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領』及び『さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用について』の内容をご確認のうえ、下記さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式第1号)を提出してください。

[『さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）』（Word）](#)

[『さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）』（PDF）](#)

チケットの利用報告について

チケットを利用して手術を受けさせた後は、期限までにチケットの利用報告をする必要があります。

報告書等の提出先

役場2階 暮らし安全課生活環境係窓口

報告期限

チケット利用月の月末までに下記報告書等により報告をしてください。

[『さくらねご無料不妊手術チケット利用報告書（様式第4号）』（Word）](#)

[『さくらねご無料不妊手術チケット利用報告書（様式第4号）』（PDF）](#)

写真の貼付

- (1)手術実施後の猫の写真（猫ごとに1枚。耳先カット部分が見えるもの）
- (2)地域猫活動の様子がわかる写真（1枚。猫にエサをあげている、トイレの清掃を行っているなど）

どうぶつ基金協力病院について

無料不妊手術を受けられるのは、どうぶつ基金が指定する獣医のみです。

協力病院につきましてはお問い合わせください。

※病院受付時に、本人確認のため身分証の提示が必要となります。また、不妊手術は無料ですが、持続性抗生剤注射等の諸費用が発生する場合がありますので、各協力病院に事前にご確認ください。

お問い合わせ先

くらし安全課

TEL:0495-35-1226

[くらし安全課へのお問合せはこちら](#)